

令和6年度(2024年度) 介護サービス事業者等 (訪問介護・訪問入浴)に対する集団指導

【対象サービス】

- ・ 指定訪問介護・第1号訪問事業
- ・ 指定(介護予防)訪問入浴介護
- ・ 指定介護機関※

※指定訪問介護・第1号訪問事業、指定(介護予防)訪問入浴介護について、生活保護法による介護扶助のための介護を担当する機関として指定(みなし指定を含む。)を受けたもの



令和5年度(2023年度)集団指導のアンケート結果から

1. 実地検査における指摘事例について

・・・第2章で詳しく解説します。

2. 令和6年度介護報酬改定における改定事項について

・・・第4章で詳しく解説します。

Contents

第1章

- 実地検査と監査について

第2章

- 昨年度の検査結果等の概要について

第3章

- 令和6年度から義務化されているもの

第4章

- 令和6年度介護報酬改定における主な改定事項について

第5章

- 指定介護機関にかかる留意事項（検査結果等）について

第1章

• 実地検査と監査について

よろしくお願いいたします。



第1章

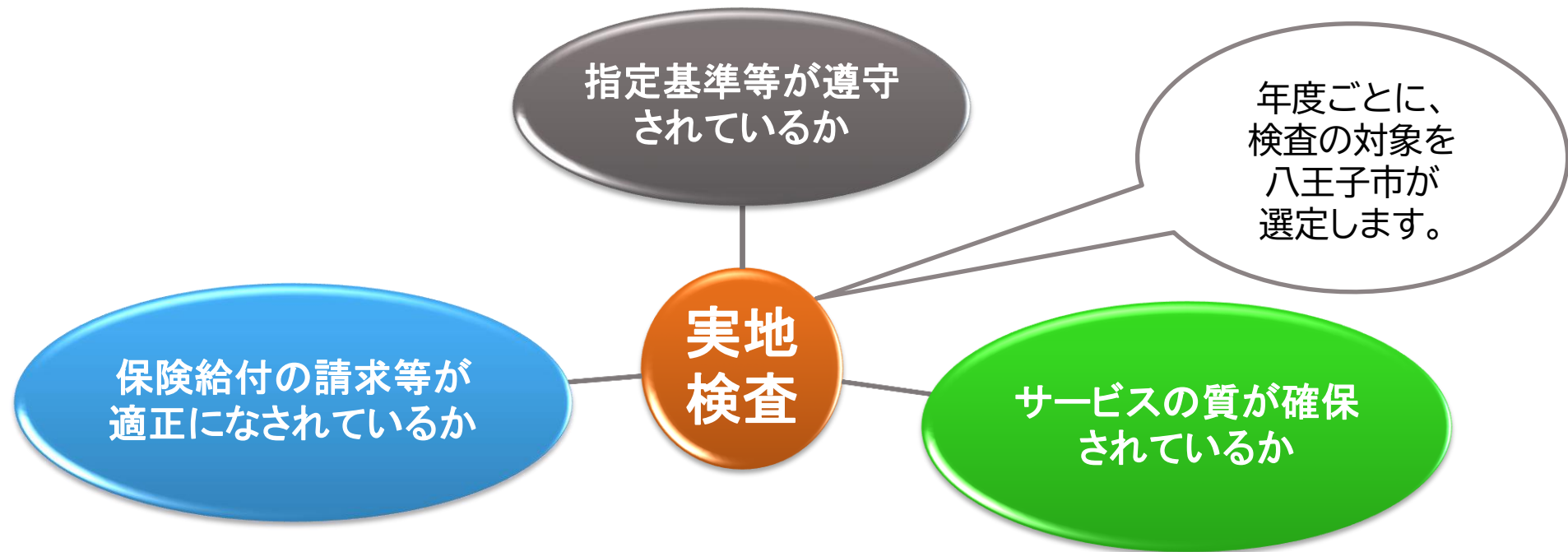
● 実地検査と監査について

- 1 - 1 基本方針
- 1 - 2 実地検査・監査の流れ
- 1 - 3 実地検査の重点項目
- 1 - 4 監査の重点項目
- 1 - 5 八王子市における行政処分事例
- 1 - 6 業務管理体制整備に関すること

1-1 基本方針①

【実地検査】

各法令等に基づき、以下の3点に主眼を置いて、定期的を実施します。



目 的

- 事業者支援を基本とする助言及び指導

実地検査における「指導方法」

文書

文書指摘

- ・ 法令、条例等に規定した事項に違反している場合
- ・ 原則 として30 日以内に改善報告を行うよう指導する

口頭

口頭指導

- ・ 法令、条例等に規定した事項に違反しているが、その程度が軽微である場合
- ・ その違反について、文書指摘を行わなくても改善が見込まれる場合
- ・ 改善報告は不要

助言

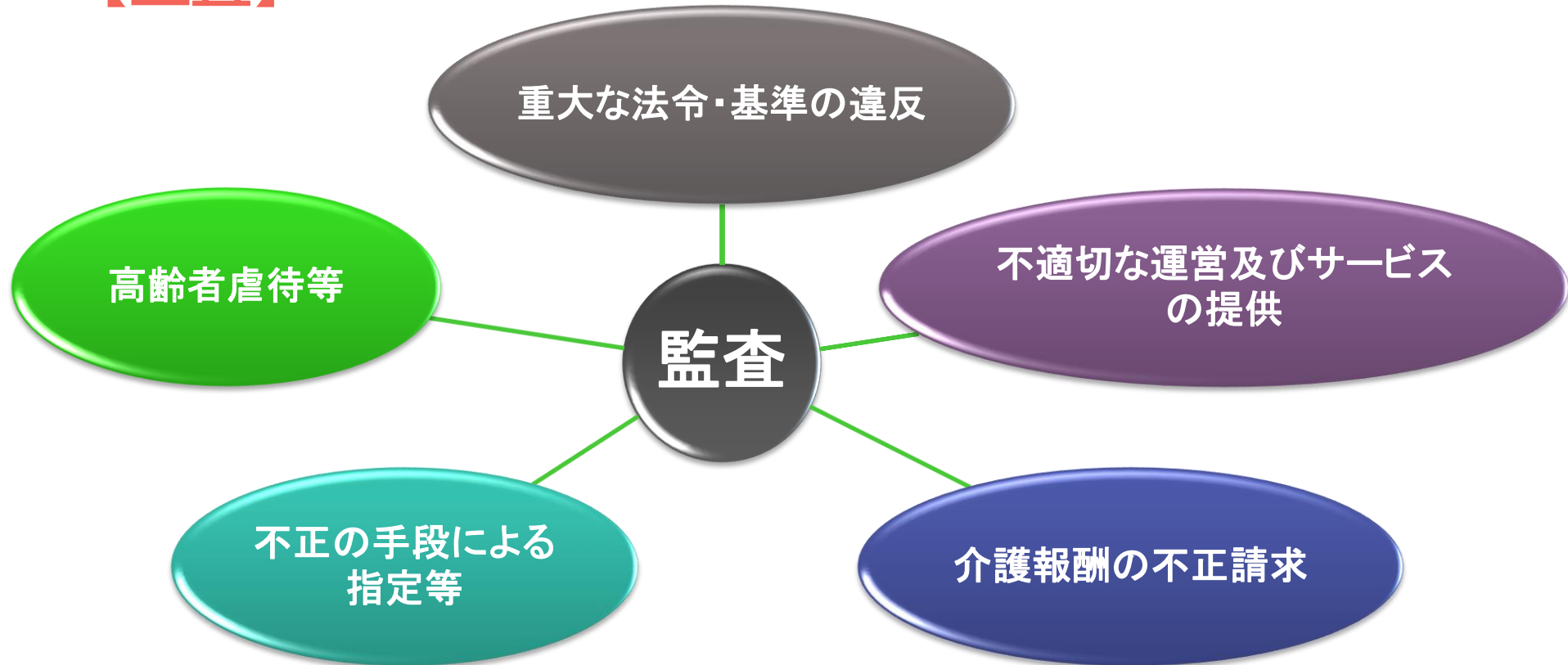
助言

- ・ 法令、条例等に規定した事項に違反していないが、今後も違反のないよう、適正な運営に資するものと考えられる場合
- ・ 改善報告は不要

指摘を受けた場合は、速やかに改善をお願いします。

1-1 基本方針②

【監査】 以下の状況が疑われる場合に監査を実施します。



目 的

- 介護保険制度及び老人福祉制度への信頼維持
- 利用者保護

1-1 基本方針③

【関係法令等】

- ・ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)
- ・ 介護保険法(平成9年法律第123号)
- ・ 生活保護法(昭和25年法律第144号)
- ・ その他の法令
- ・ 本市条例及び施行要領

※詳しくは本集団指導公開ページにある、別紙「令和6年度（2024年度）八王子市老人福祉施設等及び介護サービス事業者等実地検査等実施方針」を参照ください。

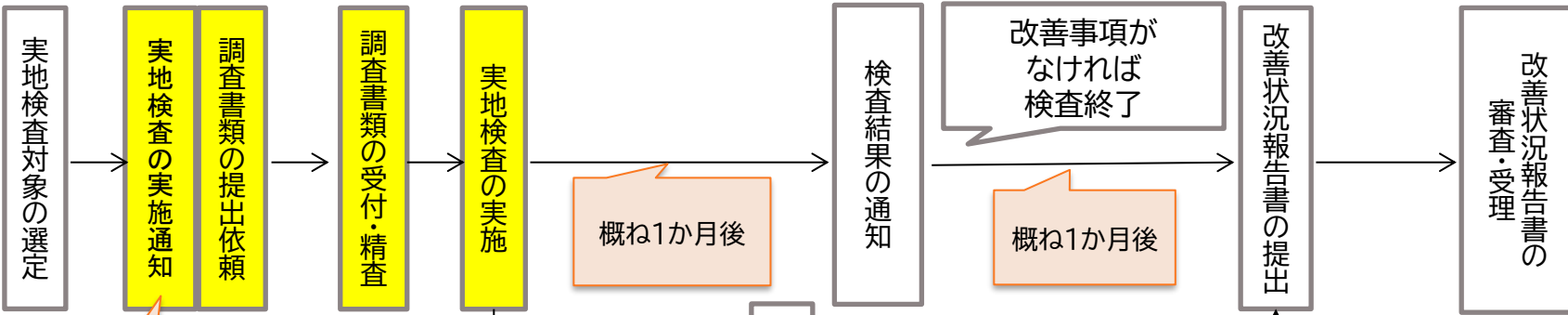
【場所】

市ホームページ> 暮らしの情報 > 高齢・介護・障害・生活福祉 > 社会福祉法人の認可等・社会福祉施設等の指導監査
> 介護サービス事業者等の指導監査 > 集団指導

1-2 実地検査・監査の流れ

実地検査

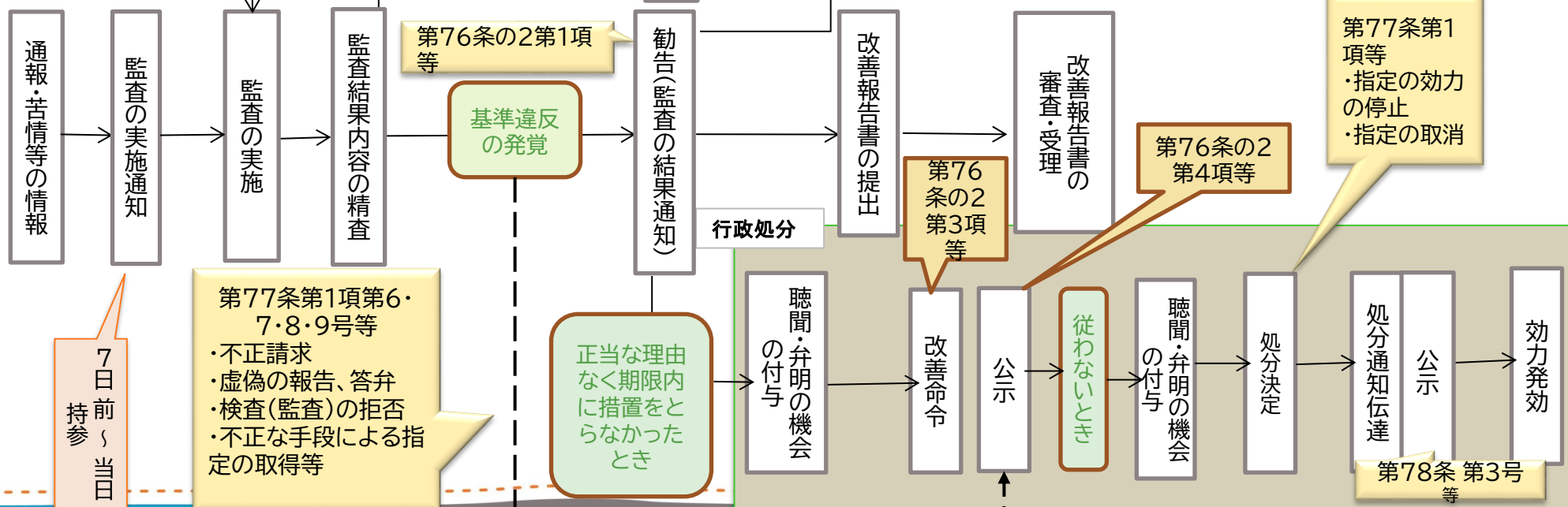
介護保険法第23条等



やり取りは原則として、電子メールで行います。

監査

介護保険法第76条等



1－3 実地検査の重点項目①

(1) 人員に関する基準



- ・ ア 人員、設備及び運営に関する基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- ・ イ 架空職員をねつ造しているおそれはないか。
- ・ ウ 有資格者により実施すべきサービスが無資格者により実施されていないか。

1－3 実地検査の重点項目②

(2)設備及び運営に関する基準



- ・ア 事業を運営するために必要な設備を備え、適切に使用及び管理しているか。
- ・イ ケアプランと個別計画の作成、見直し及び記録等が条例等に則してなされているか。
- ・ウ 利用申込者又はその家族に対して、サービス内容の説明と同意が適切に行われているか。
- ・エ 高齢者虐待防止法に基づく身体拘束の廃止や人権侵害の防止に取り組んでいるか。
- ・オ 苦情や事故、感染症、食中毒があった場合に適切な対応がされているか。
- ・カ 非常災害時の対応について、消火、避難及び通報体制の確保等の対策を取っているか。
- ・キ 感染症や災害が発生しても、必要な業務を継続できる体制を構築しているか。
- ・ク 日常生活に要する費用等の取扱いが適切になされているか。

1－3 実地検査の重点項目③

(3) 介護報酬の算定及び取扱い

+	-
×	÷

- ・ 介護報酬算定に関する告示、通知等を適切に理解した上で、加算、減算等の基準に沿った介護報酬の請求が行われているか。

自主点検等にご活用ください。

参考

- ・ 実地検査で確認する検査項目(指導事項票)を以下の場所に公開しております。
- ・ トップ > くらしの情報 > 高齢・介護・障害・生活福祉 > 社会福祉法人の認可等・社会福祉施設等の指導監査 > 介護サービス事業者等の指導監査 > 介護サービス事業者等への指導監査について
(<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/753963/8522844/p021594.html>)

1-4 監査の重点項目

監査の重点項目



- ・ 1 不正な手段により指定を受けていないか。
- ・ 2 無資格者によるサービス提供が行われていないか。
- ・ 3 人員基準違反等の状況の下サービス提供が行われていないか。
- ・ 4 架空、水増し等により不正な介護報酬請求が行われていないか。
- ・ 5 書類の提出や質問に対して虚偽の報告又は答弁を行っていないか。
- ・ 6 利用者からの利用料の受領は適切に行われているか。

1-5 八王子市における処分事例①

併設している
同一法人の事業所
全てが監査対象と
なることもあります。

1 平成30年(2018年)3月15日付け 全事業所指定取消

(1)対象事業所、
処分理由

ア 【(介護予防)訪問介護、第一号訪問事業】

…不正な手段による指定、不正請求、虚偽報告、虚偽答弁、法令違反

イ 【地域密着型通所介護、介護予防通所介護、第一号通所事業】

…不正請求、虚偽報告、虚偽答弁、法令違反

ウ 【居宅介護支援】

…不正不当行為、不正請求、虚偽答弁

(2)返還額

25,075,870円(八王子市分のみ、加算額含む)



1-5 八王子市における処分事例②

虚偽報告は
処分が重く
なりますので
ご注意ください。

虚偽報告

2 令和2年(2020年)1月14日付け 全事業所指定取消

(1)対象事業所、
処分理由

ア 【訪問介護、第一号訪問事業】

…不正請求、虚偽報告、法令違反

イ 【(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売】

…不正な手段による指定

ウ 【居宅介護支援】

…職務遂行義務違反、不正請求、虚偽報告

(2)返還額

21,124,200円(八王子市分のみ、加算額含む)

1-5 八王子市における処分事例③

3 令和5年(2023年)12月20日付け 指定取消

監査で不正が明らかになった場合、処分に加えて多大な返還額を支払う可能性もあります。

(1) 対象事業所、処分理由

【訪問介護、第一号訪問事業】

- *不正請求(訪問介護計画書の未作成、虚偽のサービス提供記録表)
- *不正の手段による指定(サービス提供責任者、管理者及び訪問介護員について、勤務する意思を有していなかった者等を「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」に記載し、指定申請時に提出)

(2) 返還額

17,035,021円(八王子市分のみ、加算額含む)

1－6 業務管理体制整備に関すること①

●業務管理体制整備の内容

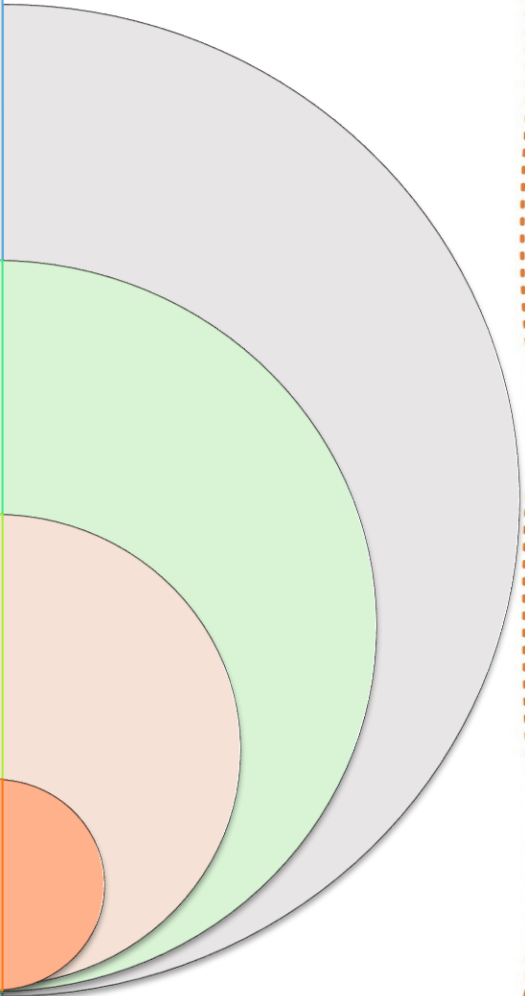
業務管理体制の内容	事業所数 ※1		
	20未満	20以上 100未満	100以上
法令遵守責任者の選任	○	○	○
法令遵守マニュアルの整備	×	○	○
法令遵守に係る監査 ※2	×	×	○

※1 事業所数は指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数えます。
(健康保険法の指定によるみなし事業所を除く)

※2 事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査
のどちらかによる。

1－6 業務管理体制整備に関すること②

●業務管理体制の整備に関する届出先

指定事業所又は施設が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働省老健局	
指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在し、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	主たる事業所が所在する都道府県	
全ての指定事業所又は施設が東京都内のみに所在する事業者	東京都	
全ての指定事業所又は施設が八王子市内のみに所在する事業者	八王子市	

第2章

●昨年度の検査結果等の概要について

基準を守って利用者が
安心できるサービスを!



第2章

•昨年度の検査結果等の概要について

2－1 凡例 (サービス名の略称表記について)

2－2 令和5年度の検査結果の概要

2－3 主な文書指摘事例 ・ 口頭指導事例

2－4 その他留意事項

2-1. 凡例（サービス名の略称表記について）

訪問

訪問介護

入浴

（介護予防）訪問入浴介護

2-2 令和5年度の検査結果の概要 (対象数、実地検査数、指摘事業所数(割合))

令和5年度

指定介護機関としての検査

		訪問介護	訪問入浴介護	介護予防 訪問入浴介護	訪問介護	訪問入浴介護 (予防含む)
対象数		135	8	8	133	16
実地検査数		17	1	1	15	1
指摘事業所数 (割合)	文書指摘 (割合)	16 (94%)	0	0	2 (13%)	1 (100%)
	口頭指導 (割合)	17 (100%)	1 (100%)	1 (100%)	0	0

2-3 主な文書指摘事例・口頭指導事例

① 職場におけるハラスメント対策を講じること

【法令等】

○事業者は、適切な訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

具体的内容

- 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ・ 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。

- 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ・ 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。

【指摘事例】

* 上記「相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制」を整備していない。

2-3 主な文書指摘事例・口頭指導事例

②内容及び手続の説明及び同意（重要事項説明）について

確認事項

- 重要事項説明書の内容は適切か。
- 運営規程との相違はないか。

指摘事項

- ✓ **重要事項説明書の内容に不備がある。**
 - ・ 第三者評価の実施状況がない
 - ・ 事故発生時の対応（記録、賠償がない）
 - ・ 苦情処理の体制及び手順がない
 - ・ 利用料金に2割、3割負担の記載がない
- ✓ **（重説の内容が）運営規程と異なる。**
 - ・ 営業日、営業時間、定休日
 - ・ 実施地域を越える場合の交通費

など

など

2-3 主な文書指摘事例・口頭指導事例

③ 訪問介護計画の作成について

訪問

確認事項

- ❑ サービス提供責任者が作成しているか。
- ❑ 計画の作成に当たって、アセスメントを行っているか。
- ❑ 計画の作成に当たって、援助の方向性や目標を明確にし、担当する訪問介護員等の氏名、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしているか。
- ❑ 居宅サービス計画の内容に沿っているか。
- ❑ 内容について説明し、利用者の同意を得て、交付しているか。
- ❑ 実施状況や評価についても説明しているか。
- ❑ 必要に応じて変更を行っているか。

指摘事項

- ✓ 具体的なサービスの内容(担当する訪問介護員等の氏名、所要時間、日程など)が記載されていない。
- ✓ 実際に提供しているサービス内容と訪問介護計画に位置付けているサービス内容が異なる。
- ✓ 居宅サービス計画の内容に沿っていない。
- ✓ 訪問介護計画の実施状況の把握を行っていない、又はその実施状況や評価について説明していない。

2-3 主な文書指摘事例・口頭指導事例

④ サービス提供の記録について

確認事項

- サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録しているか。

指摘事項

- ✓ 提供したサービスの具体的内容を記録していない。
- ✓ 提供したサービスの記録が不正確
- ✓ 利用者の心身の状況その他必要な事項を記録していない。

2-4 その他留意事項等

①事故発生時の対応について

【法令等】

○事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況及び事故に際して取った処置について記録し、また、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

【文書指摘事例】

＊事故発生時に市に対して報告をしていない。

- ・事故発生時の対応をあらかじめ定めておくこと
- ・損害賠償保険に加入しておくか、若しくは必要な賠償資力を保持するよう努めること
- ・再発防止の対策を講じること



事故報告の詳細については、
「事故発生時の報告について（介護保険課）」
を参照してください。

2-4 その他留意事項等

②秘密保持

【法令等】

○サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、**利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を**、あらかじめ文書により得ておかなければならない。



家族代表の欄
がないケース
が見受けられ
ます。

【利用者】

住所 _____

氏名 _____

【代理人又は代筆者】

住所 _____

氏名 _____

【家族代表】

住所 _____

氏名 _____

【指導事例】

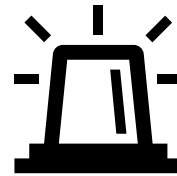
*個人情報を用いる場合の利用者及び家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。

2-4 その他留意事項等

③、④加算の算定及び取扱いについて

訪問

入浴



実地検査にて、誤った理解等により加算報酬上の基準要件を満たしていないこと・加算本来の趣旨を満たしていないことを確認した場合には、過誤調整を求めることとなります。

2-4 その他留意事項等

③ 初回加算の算定及び取扱いについて

確認事項

- ❑ サービス提供責任者が初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問介護をしているか。
- ❑ または、他の訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問介護を行った際に、サービス提供責任者が同行しているか。
- ❑ 新規に訪問介護計画を作成した利用者であるか。

指摘事項

- ✓ 新規に訪問介護計画を作成していないにもかかわらず、初回加算を算定していた。
- ✓ 初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月にサービス提供責任者が訪問介護又は同行をしていないにもかかわらず、初回加算を算定していた。
- ✓ サービス提供責任者が、訪問介護に同行した旨の記録がない。

注意！

サービス提供責任者による訪問介護又は同行は、新規に訪問介護計画を作成し、利用者から同意を得た後に行ってください。（初回の訪問介護を行った月内で）

2-4 その他留意事項等

④ 緊急時訪問介護加算の算定及び取扱いについて

確認事項

- ケアマネジャーと連携し緊急時訪問介護の必要性を判断しているか。
- 要請の時間、要請の内容、緊急時訪問介護の提供時刻及び加算の算定対象である旨等を記録しているか。

指摘事項

- ✓ 緊急時訪問介護の提供を行った際に、要請のあった時間、要請の内容、当該緊急時訪問介護の提供時刻及び緊急時訪問介護加算の算定対象である旨等を記録していない。

注意！

加算の算定根拠となる記録は適切に残しましょう。

第3章

- 令和6年度から義務化されているもの

第3章

・令和6年度から義務化されているもの

3－1 業務継続計画の策定

3－2 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

3－3 虐待防止のための措置

3－4 認知症にかかる基礎的な研修【入浴】

3-1 業務継続計画（BCP）の策定

業務継続計画(Business Continuity Plan)とは・・・

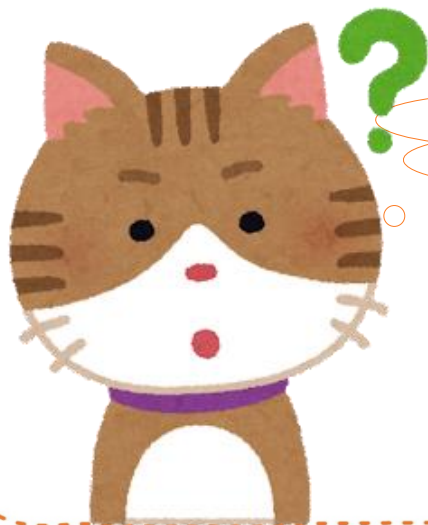
自然災害、感染症等の不測の事態が発生した場合に備えるために、身体、生命の安全確保に加え、重要な事業を中断させない、また、中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針・体制・手順を示した計画のこと。

令和6年4月1日から義務化されている事項

1. 業務継続計画(BCP)の策定

2. 定期的な研修及び訓練の実施

3. 定期的なBCPの見直し



なぜ、BCPの策定が必要なの？

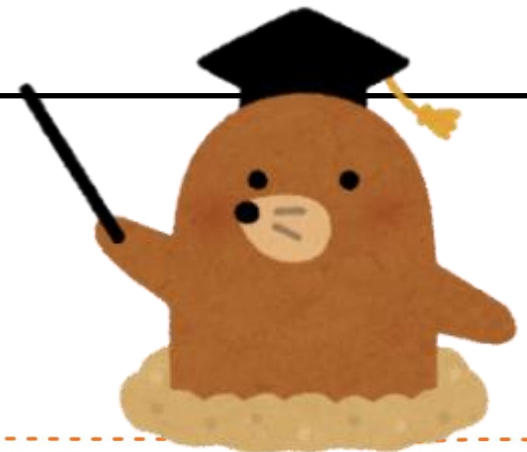
⇒ 介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、大規模災害や感染症の大流行に対し、介護施設・事業所において、適切な対応を行い、**利用者に必要なサービスを継続的に提供できる、若しくは早期に業務を再開できる体制を構築することが重要だからです。**

3-1 業務継続計画（BCP）の策定

<参考資料・リンク集>

作成	表題	リンク
八王子市	BCP(業務継続計画について)	https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/011/003/002/p031351.html
厚生労働省	介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

厚生労働省のホームページには、各サービスにおける業務継続計画の例示入りひな形や、業務継続ガイドライン、研修動画が公開されています。計画策定の際の参考にしてください。



3-2 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

➤ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

令和6年4月1日から義務化されている事項

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、措置を講じることが義務付けられました。

1. 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(以下「感染対策委員会」)の開催

2. 感染症の予防及びまん延の防止のための
指針の整備

3. 感染症の予防及びまん延の防止のための
研修及び訓練の実施

なぜ、これらの措置が必要なの？

⇒高齢者や特定疾病のある方が過ごす介護施設や事業所で感染症がいったん発生すると、集団発生(クラスター)となる可能性があります。

また、職員が感染症を媒介するリスクがあることについても理解する必要があります。

このため、日頃から感染防止を実践する組織的な体制を整備し、適切に対応することが重要だからです。



3-2 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

<参考資料・リンク集>

作成	表題	リンク
個人情報保護委員会 厚生労働省	医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html (上記リンクの医療分野欄にあります。)
厚生労働省	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン	https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00006.html (第6.0版)
厚生労働省	介護現場における感染症対策の手引き	https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf (第3版)
厚生労働省	介護保険サービス従業者のための感染対策に関する研修について	https://www.mhlw.go.jp/content/000710965.pdf (研修のお知らせ(その3))

3-3 虐待の防止

令和6年4月1日から義務化されている事項

➤ 虐待の発生又は再発の防止

事業者は、高齢者の尊厳の保持、高齢者の人格の尊重のために、虐待防止に係る措置を講じることが義務付けられました。

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会(以下「虐待防止検討委員会」)を定期的を開催し、その結果を周知すること

2. 虐待防止のための指針を整備すること

3. 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと

4. 運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めること

「**虐待防止のための研修**」(年1回以上 & 新規採用時)について、八王子市は**令和3年度**から既に義務化されています。

3-3 虐待の防止

<参考資料・リンク集>

作成	表題	リンク
個人情報保護委員会 厚生労働省	医療・介護関係事業者における 個人情報の適切な取扱いのため のガイダンス	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html (上記リンクの医療分野欄にあります。)
厚生労働省	医療情報システムの安全管理に 関するガイドライン	https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00006.html (第6.0版)
厚生労働省	高齢者虐待防止の基本	https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/1.pdf

参考にしてください。



3-4 認知症に係る基礎的な研修

➤ 認知症に係る基礎的な研修

※ 訪問入浴以外の訪問系サービス、福祉用具、居宅介護支援を除く

従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けられました。

令和6年4月1日から義務化されている事項

医療・福祉関係の資格
を持たない従業者への
認知症介護基礎
研修の受講

なぜ、研修の受講が必要なの？

介護に関わる全ての者の認知症対応能力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の方の尊厳の保障を実現していくためです。

本研修は平成27年(2015年)に策定された「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」に基づき、認知症の方の意思が尊重され、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し創設されました。



3-4 認知症に係る基礎的な研修

<参考資料・リンク集>

作成	表題	リンク
厚生労働省	認知症施策推進大綱	https://www.mhlw.go.jp/content/000522832.pdf
厚生労働省 他	認知症施策推進総合戦略 (新オレンジプラン)	https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/nop1-2_3.pdf
八王子市	認知症介護基礎研修	https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/ninntisho/jigyousyanokathe/p033567.html
社会福祉法人東北 福祉会	認知症介護研修とは	https://kiso-elearning.jp/what-kiso/

参考にしてください



第4章

- 令和6年度介護報酬改定における主な改定事項について

第4章

• 令和6年度介護報酬改定における改定事項について

4－1 「書面掲示」規制の見直し

4－2 業務継続計画未策定減算

4－3 高齢者虐待防止措置未実施減算

4－4 身体的拘束等の適正化

4－5 認知症専門ケア加算の見直し

4－6 訪問系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化【訪問】

4－7 同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し【訪問】

4－8 看取り対応体制の評価【入浴】

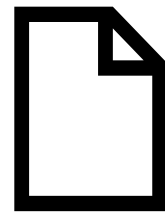
4-1 「書面掲示」規制の見直し①重要事項

介護サービス事業者は、事業所の運営規程の概要等の重要事項※について、事業所内での「書面掲示」等に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載しなければなりません。

重要事項のウェブサイトへの掲載は令和7年4月1日から義務化されます。

※重要事項とは、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他利用申込者のサービス選択に資すると認められる事項を言います。

介護サービス事業者のホームページ等や
介護サービス情報公表システム



書面掲示



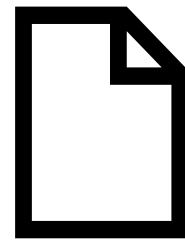
ウェブサイト

4-1 「書面掲示」規制の見直し②苦情処理

苦情相談窓口の連絡先、処理体制、手順等をサービスの内容を説明する文書に記載することに加え、事業所内に掲示し、原則としてウェブサイトに掲載しなければなりません。

苦情相談窓口等のウェブサイトへの掲載は令和7年4月1日から義務化されます。

介護サービス事業者のホームページ等や
介護サービス情報公表システム



掲示



ウェブサイト

4-2 業務継続計画未策定減算

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定を求める観点から、以下の2点を満たしていない場合は所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算します。

①業務継続計画策定

- ・ 感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画(BCP)を策定している。

②必要な措置

- ・ 作成した業務継続計画(BCP)に従い必要な措置を講ずる。

令和7年3月31日まで
は適用しません。

参考

作成	表題	リンク
八王子市	BCP(業務継続計画について)	https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/011/003/002/p031351.html
厚生労働省	介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kai/go/kaigo_koureisha/douga_00002.html

4-3 高齢者虐待防止措置未実施減算

事業者は、利用者の尊厳の保持、高齢者の人格の尊重のために、虐待防止に係る以下の措置を講じることが義務付けられました。

以下の4点を満たしていない場合は
所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算します。

①委員会開催と周知

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業員に周知徹底すること。

②指針整備

- ・虐待防止のための指針の整備

③定期的な研修

- ・従業員に対し、虐待防止のための研修の定期的(年1回以上)な実施

④担当者の設置

- ・①～③の措置を適切に実施するための担当者の設置

虐待防止のための委員会は、他の会議体と一体的に設置・運営することや、他のサービス事業者との連携により行うことも可能です。

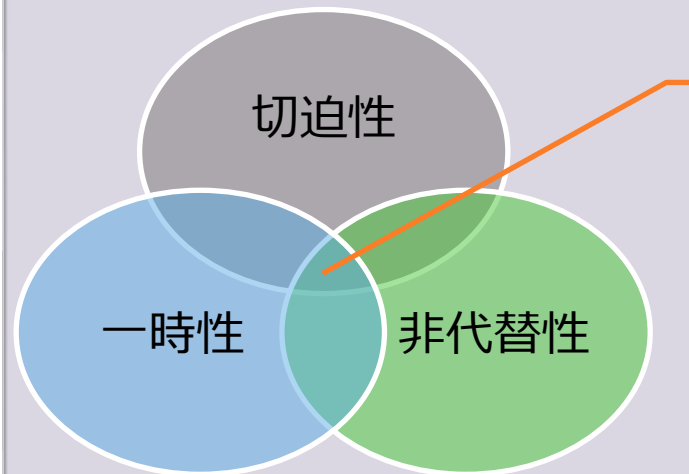
テレビ電話等を利用して行うことも可能です。
詳しくは参考をクリック。

参考 [虐待防止ガイドライン等リンク先\(スライド 42\)](#)

4-4 身体的拘束等の適正化

身体的拘束等の適正化を図るために、以下の措置を講じることが義務付けられました。

1 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。



緊急やむを得ない理由は、切迫性、非代替性、一時性の3つを満たすか慎重に確認すること。

2 身体的拘束等を行う場合には次の内容を記録しなければならない。

- (1)拘束の様態と時間
- (2)利用者の心身の状況
- (3)緊急やむを得ない理由

4－5 認知症専門ケア加算の見直し

訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算について、認知症高齢者の重症化の緩和や日常生活自立度Ⅱの者に対して適切に認知症の専門的ケアを行うことを評価する観点から、利用者の受け入れに関する要件が改定されました。

認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位/日

- ① 日常生活自立度Ⅱ以上の者が利用者の50%以上
- ② 認知症介護実践リーダー研修等修了者を日常生活自立度Ⅱ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に19を超えて10又は端数を増やすごとに1を加えて得た数以上配置
- ③ 日常生活自立度Ⅱ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
- ④ 従業者に対して認知症ケアに関する技術的指導にかかる会議を定期的開催

認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位/日

- ① 認知症専門ケア加算(Ⅰ)の②・④を満たす日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の20%以上
- ② 日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアの指導等を実施
- ③ 認知症介護指導研修終了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施
- ④ 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し研修を実施又は実施予定

4-6 訪問系サービスにおける口腔管理に係る連携1/2

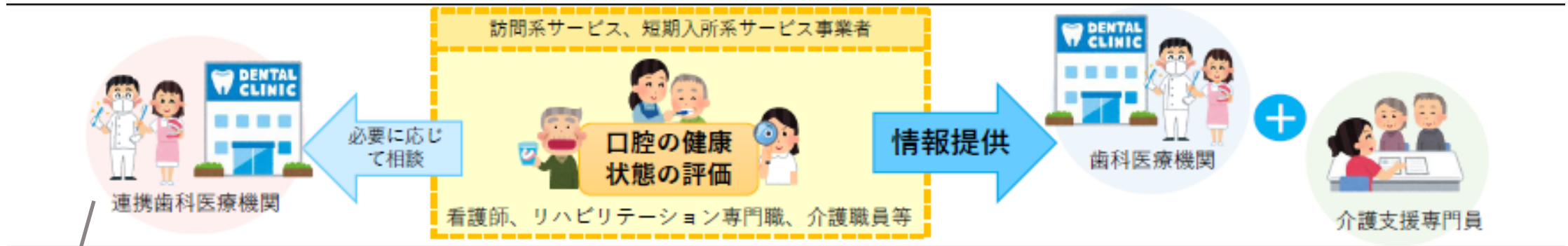
訪問介護において、職員による利用者の口腔状態の確認によって歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげるため、**口腔連携強化加算50単位/回(1月に1回限り)**が新設されました。

口腔の健康状態の評価と情報提供

- 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対して評価の結果を情報提供すること。

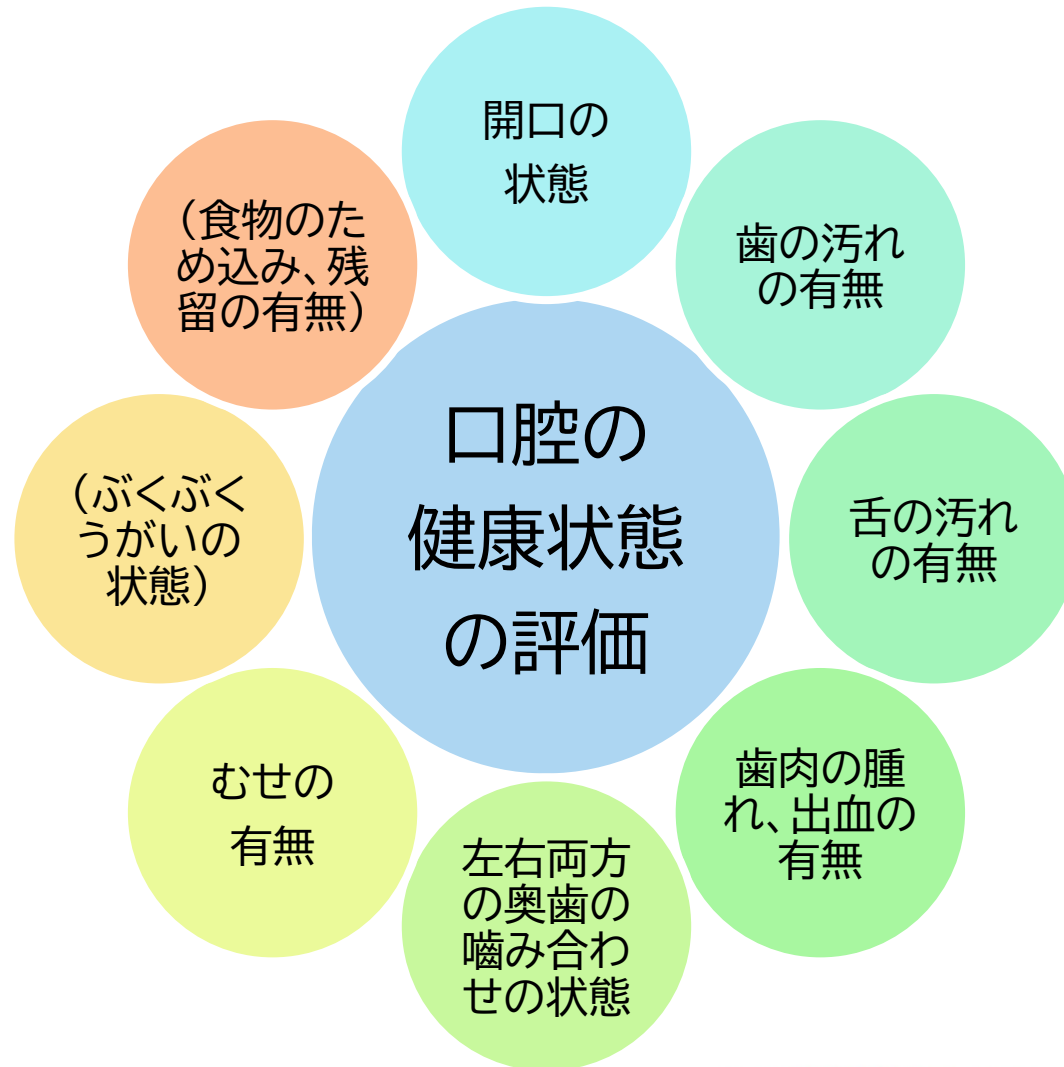
歯科専門職との相談体制の確保

- 事前に歯科専門職が、事業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。



複数也可

4-6 訪問系サービスにおける口腔管理に係る連携2/2



注意点

口腔の健康状態によっては、主治医の対応を要する場合もあることから、必要に応じて介護支援専門員を通じて主治医にも情報提供等の適切な措置を講じる。

口腔連携強化加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議等を活用し決定することとし、原則として当該事業所が口腔の健康状態の評価を継続的に実施する。

4-7 訪問介護における同一建物居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し1/2

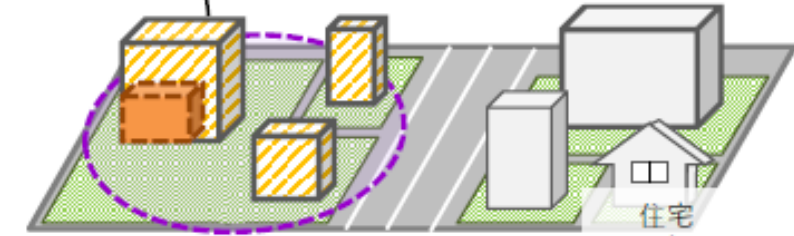
訪問介護において、同一建物等居住者へのサービス提供は、訪問件数は増加し、移動時間・移動距離が短くなる実態を踏まえ、同一建物減算について、事業所の利用者のうち一定割合以上が同一建物等に居住する者への提供である場合に**新たな区分を設けて報酬の適正化を図ります。**

減算の内容	算定要件
①10%減算	事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(②を除く)
②15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者 (当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)

変更

減算の内容	算定要件
①10%減算	事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(②・④を除く)
②15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者 (当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)
④12%減算 <新設>	正当な理由なく、事業所において前6月間に提供した訪問介護サービスの提供数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(②を除く)に提供されたものの割合が90%以上である場合

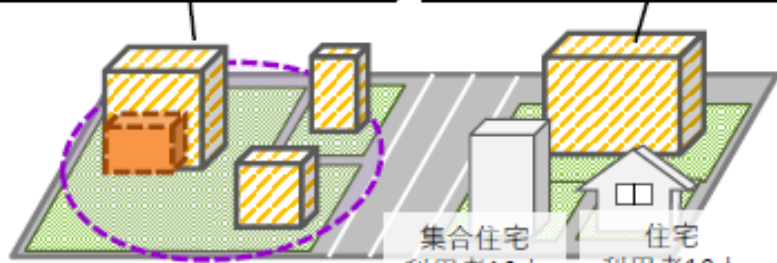
4-7 訪問介護における同日建物居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し2/2

現行
(例)① 事業所と同一建物等に
居住する利用者49人
⇒ 10%減算①以外の同一の建物に
居住する利用者3人
⇒ 減算なし

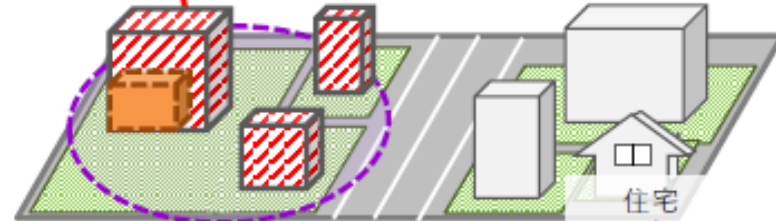
利用者が54人の事業所の場合

住宅
利用者2人
⇒ 減算なし

事業所と同一建物等に居住する利用者が50人以上の場合

② 事業所と同一建物等に
居住する利用者50人
⇒ 15%減算③ ①以外の同一の建物に
居住する利用者20人
⇒ 10%減算

利用者が90人の事業所の場合

集合住宅
利用者10人
住宅
利用者10人
⇒ 減算なし改定
後
(例)④ 事業所と同一建物等に
居住する利用者49人
(49/54=9割以上であるため)
⇒ 12%減算①以外の同一の建物に
居住する利用者3人
⇒ 減算なし

利用者が54人の事業所の場合

住宅
利用者2人
⇒ 減算なし

減算の内容	算定要件
10%減算	①：事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く。）
15%減算	②：事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
10%減算	③：上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）
12%減算	④：正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

脚注：



訪問介護事業所



改定後に減算となるもの



現行の減算となるもの



減算とならないもの

出典 厚生労働省HP
令和6年度介護報酬改
定の概要

4－8 訪問入浴介護における看取り対応体制の評価1/2

訪問入浴介護における看取り期の利用者へのサービス提供について、訪問看護ステーション等の多職種との連携体制を推進するため、事業所の看取り体制の整備を評価するもの。

看取り連携体制加算64単位/回(新設)※死亡日及び死亡日以前30日以下に限る。

利用者基準

1. 医師が回復の見込みがないと診断した者
2. 「看取り期における対応方針」に基づき、サービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者

事業所基準

1. 訪問看護ステーション等との連携により、利用者の状態等に応じた対応ができる連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて訪問看護等が提供されるよう訪問入浴介護を行う日時を調整していること。
2. 「看取り期における対応方針」を定め、方針の内容を説明し同意を得ていること。
3. 看取りに関する職員研修を行っていること。

4－8 訪問入浴介護における看取り対応体制の評価2/2

「看取り期における対応方針」
に掲げる事項の例

1. 事業所における看取り期における対応方針に関する考え方
2. 訪問看護ステーション等との連携体制(緊急時の対応を含む。)
3. 利用者等との話し合いにおける同意、意思確認及び情報提供の方法
4. 利用者等への情報提供に供する資料及び同意書等の様式
5. その他職員の具体的対応等

介護記録と多職種連携のための
情報共有

- ・ 看取り期の利用者に対するサービス提供においては、以下の事項を介護記録等に記録し、多職種連携のための情報共有を行うこと。
 - ① 利用者の身体状況の変化及びこれに対する介護についての記録
 - ② 看取り期におけるサービス提供の各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づく利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメントと対応の経過の記録

説明と同意に関する留意事項

1. 情報共有を円滑に行う観点から、事業所が入院する医療機関等に利用者の状態をたずねたときに医療機関が事業所に状態を伝えることについて、入院の際、本人又は家族に対して説明をし、文書により同意を得ておくことが必要
2. 本人又は家族に対する随時の説明に係る同意については、口頭で同意を得た場合は介護記録にその説明内容等とともに同意を得た旨を記載しておくことが必要

第5章

• 指定介護機関にかかる留意事項（検査結果等）について

【参考】

- ・ 八王子市では、生活保護法による介護扶助のための介護を担当する機関として指定（みなし指定を含む。）を受けている場合には、介護サービス事業所への実地検査だけでなく、指定介護機関への実地検査も実施します。

文書指摘事例

「生活保護指定(介)」の標示(指定介護機関)

↓ 掲示例

【法令等】

○指定介護機関は、様式第三号(生活保護法施行規則第13条)の標示を、その業務を行う場所の見やすい箇所に掲示しなければならない。この標示の規格は、縦125ミリメートル、横55ミリメートル程度とする。

【指導事例】

＊「生活保護指定(介)」の標示を掲示していない。

【根拠法令】

生活保護法施行規則第13条
生活保護法施行規則様式第三号(第13条関係)

生
活
保
護
指
定
(
介
)

生活保護利用者の介護サービス利用について

生活福祉総務課 医療・介護担当からの

R06介護集団指導テキスト(居宅・医療系)

を参照してください。

令和6年度(2024年度) 介護サービス事業者等(訪問介護、訪問入浴介護) に対する集団指導は以上となります。

最後に、ケア倶楽部で公開しているアンケートへの回答を
お願いいたします。



The screenshot shows the website for Hachioji City Kea Club. The header includes the site name, a login field, and a text size selector. The main navigation bar has links for Home, Notice, Survey (highlighted with a red box), Q&A, and User Settings. Below the navigation bar, the breadcrumb trail shows 'Home / Survey'. The main content area is titled 'アンケート' (Survey). It features a search bar with the placeholder '(キーワードを入力)' and a status filter section with 'すべて' (All) selected. At the bottom, there are buttons for '条件クリア' (Clear Conditions) and 'Q 検索' (Search).

集団指導開催期間中
の回答をもちまして、
受講完了とさせてい
たします。

